

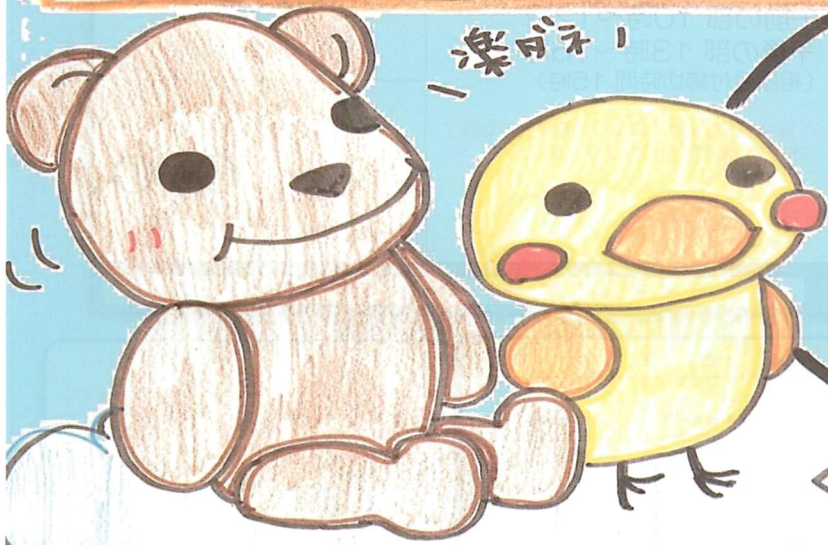
尼崎税務署から

のお知らせ

完成した申告書は **2月15日以前**でも
郵送 又は 窓口で提出できます。

申告会場 **2月16日～** 相談受付 **午後4時まで**

⚠️ 混雑したい 早めに受付終わります



「医療費控除は
領収書が提出不要です」
明細書を作成して
提出すれば「OK」

申告書を作る

⑦自宅のパソコンやタブレットで申告書を作る!!

詳しくは「国税庁ホームページ」  

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、**3月15日(木)まで**です。

土、日は閉庁しておりますが、**2月18日と25日の日曜日に限り、「確定申告の相談」、「申告書の受付」を行います。**

[illegible]

お問い合わせはお電話で！！

e-Taxの利用開始のための
手続き、e-Taxソフト及び確定
申告書等作成コーナーの操作

【e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク】

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

平日及び2月 18 日・25 日、3
月4日・11 日の日曜日

9時～20 時(3月 15 日まで)

9時～17 時(3月 16 日以降)

マイナンバーカードの利用に
係るICカードリーダライタの設
定・パソコン操作

【マイナンバー総合
フリーダイヤル】

0120-95-0178

平日:9時 30 分～20 時

土・日・祝日:9時 30 分～17時30 分

受付時間は変更される場合が
ありますので、**内閣府のホーム
ページ**でご確認ください。

その他の問い合わせ

【**尼崎税務署**】06-6416-1381

平日:8時 30 分～17 時

音声案内に従い、ご相談に応じた番号を選
択してください。

【**確定申告に関する一般的なご相談及び申
告書等の送付(「0」を選択)**】

(1月4日から3月15日まで)

オペレーター等が対応します。

【**確定申告に関するご相談以外の税金に
関する一般的なご相談(「1」を選択)**】

電話相談センターの職員が対応します。

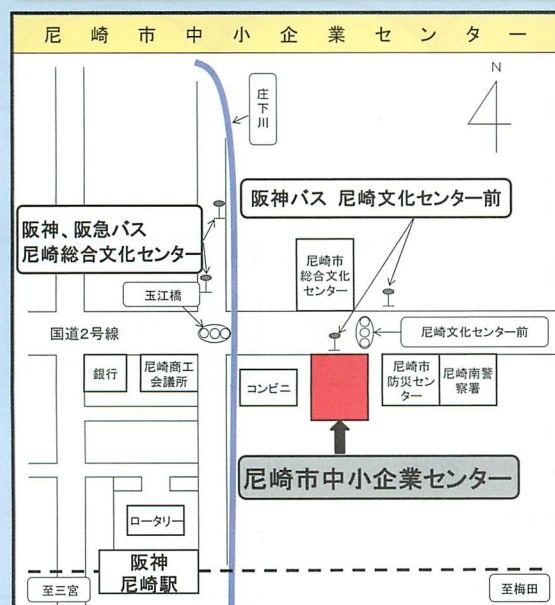
【**税金の納付相談又は税務署からの送付
文書など(「2」を選択)**】

税務署の職員が対応します。

申告書作成会場（税務署以外）

所得税、消費税の申告書作成会場は税務署のほか、下記のとおり開設しますので、ご利用ください。

開 設 場 所	開 設 時 間	2月			
		5 月	6 火	8 木	9 金
尼崎市中小企業センター 1階ホール 尼崎市昭和通2-6-68 ○阪神本線、阪神なんば線「尼崎」駅北改札口 徒歩4分 ○阪神、阪急バス「尼崎総合文化センター」バス停 徒歩2分 ○阪神バス「尼崎文化センター前」バス停すぐ	午前の部 10時～12時 午後の部 13時～16時 (相談受付締切時間 15時)	○	○		
武庫地区会館 3階ホール 尼崎市武庫の里1-13-29 「武庫支所(武庫地区会館)前」バス停すぐ ※ 平成29年4月に新築移転しました。下記の申告書作成会場案内図を ご覧ください。	※ 混雑状況によっては早めに相談受付を終了 させていただく場合もございます。			○	○
園田地区会館	本 年 は 開 設 し ま せ ン				



両会場とも、次の相談は行
っておりません。

- ① 相続税
- ② 贈与税
- ③ 土地・建物・株式等の
譲渡所得
- ④ 山林所得

これらに関する相談が必要
な場合は、尼崎税務署ま
でお問い合わせください。

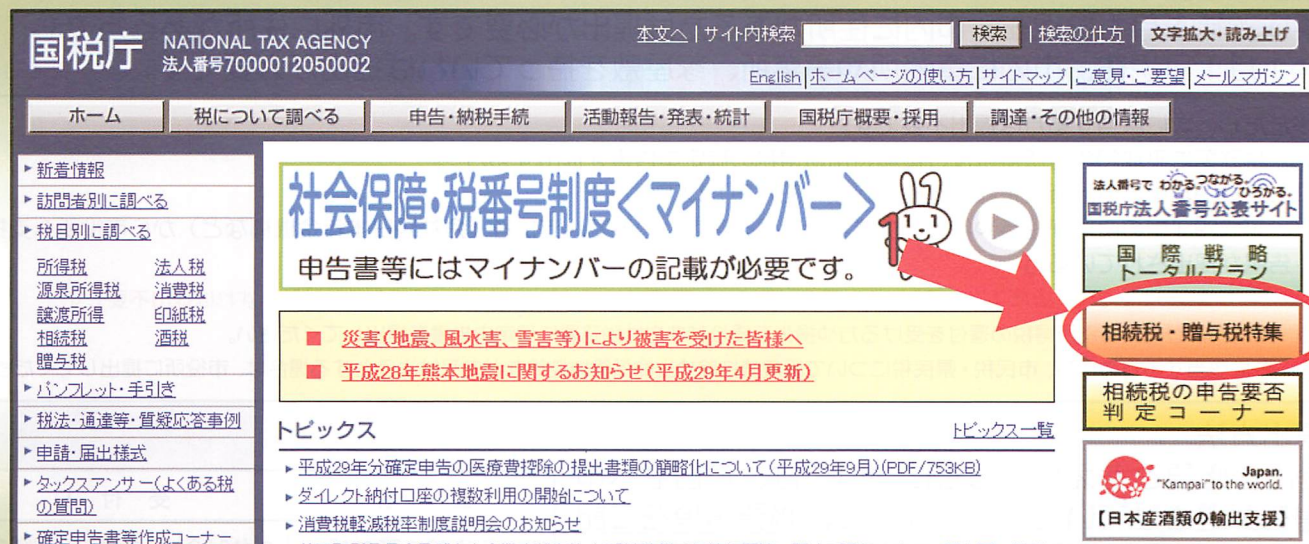
※ 税務署及び各会場の駐車場は狭いため、**電車・バス等の公共の交通機関をご利用**ください。

※ ご来場の際には、マイナンバー（マイナンバーカード又は通知カード＋運転免許証などの身元確認書類）、源泉徴収票、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類、印鑑、前年分の申告書の控え、利用者識別番号の通知（お持ちの方）などをご持参ください。

相続税の申告について

確定申告期間《平成30年2月16日(金)～3月15日(木)》は、相談を行っておりません。

申告書の作成に当たり、記載方法や一般的な税法の取扱い等で分からない点等（個別事情の判断を要する事柄等を除きます。）がありましたら、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」のコーナーや電話相談センターをご利用ください（音声案内に従い「1」→「3」を選択してください。）。



土地等の評価額の計算に必要な「路線価図」もご確認できます。

なお、ホームページのデザインは、変更される場合があります。

※ 確定申告期間以外に、来署による相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（音声案内に従い「2」を選択してください。）。

納期限について

申告所得税及び復興特別所得税：平成30年3月15日(木)

消費税及び地方消費税(個人事業者)：平成30年4月2日(月)

- ・ 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について、延滞税がかかります。
- ・ 確定申告により納付すべき金額の2分の1以上を平成30年3月15日(木)までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで）、残りの額を5月31日(木)まで延納することができます（申告所得税及び復興特別所得税のみ利用可能）。

ただし、延納期間中は、延納税額に対して利子税がかかります。

納税には便利な「振替納税」をご利用ください！

振替納税は、金融機関の預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利・安心・確実な制度です。是非、この機会にご利用ください。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に3月15日（消費税のみのご利用は3月31日）までに提出してください。

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
振替納付日	平成30年4月20日(金)	平成30年4月25日(水)

※ 国税の口座振替納付に係る領収証書は送付しておりません。

～市役所からのお知らせ～

平成 30 年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

- 1 受付期間（必ず期間内に提出してください）
平成30年2月16日(金)～平成30年3月15日(木)
- 2 提出が必要な方
平成30年1月1日現在、市内に住所がある方は提出が必要です。市外に住所がある方でも、平成30年1月1日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば提出が必要です。

※ただし、次に該当する方は提出不要です。

- ① 税務署に平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方
- ② 平成29年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の方
- ③ 平成29年中の所得が給与や年金（企業年金などを含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出されている方

なお、①に該当しなくなった方（年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の方）も、②または③に該当すれば提出不要です。

※ 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方や損失を繰り越す方は税務署に確定申告書を提出してください。

※ ③に該当する方のうち、市民税・県民税について医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする場合は、市役所に提出してください。

3 提出方法

提出が必要と考えられる方については、ご自宅へ申告書を郵送させていただきますので、必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います（上記「2」に該当するにも関わらず、申告期間になっても申告書が届かない場合は、お手数ですがお電話などでお問合せください。）。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、申告はできるだけ郵送でお願いします（期間内に届くようにお送りください。）。

※ 時間：午前9時～午後5時30分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

会 場	受 付 日
市役所南館 2 階ロビー	2/16(金)～3/15(木)※平日のみ
小田支所 3 階ホール	2/21(水)・2/22(木)
大庄支所 2 階会議室	3/2(金)
立花支所 3 階会議室	3/6(火)
園田支所 3 階ホール	3/7(水)・3/9(金)
武庫支所 1 階ホール	3/8(木)

4 提出書類

- ・ 平成30年度分市民税・県民税申告書
- ・ 平成29年中の収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書、収支(所得)内訳書など）（コピー可）
- ・ 平成29年中に支払った金額が分かる書類（医療費の領収書（明細書又は各保険者からの医療費通知可）、生命保険料・地震保険料や国民年金保険料の控除証明書など）（コピー可）

5 市民税・県民税申告書にマイナンバーの記載が必要となります

平成29年度分以降の市民税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

また、市役所にマイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又はその写しを申告書などに添付する必要があります。

（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

本人確認書類の例

【例1】マイナンバーカード

【例2】通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

6 その他

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意ください。

問い合わせ先：市役所市民税課 TEL 06-6489-6246 ～ 6248
FAX 06-6489-6875